

各都道府県知事 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

厚生労働省編職業分類の改定について

厚生労働省編職業分類については、平成 23 年に改定したものを使用してきたところですが、昨今の社会経済情勢の変化に伴う職業構造の変化に対応させるため、これを改める必要が生じたことから、今般、下記のとおり全面的に改定いたしました。

厚生労働省編職業分類は、職業安定法第 15 条に基づき、労働力需給調整機関において共通して使用されるべきものとして作成し、その普及に努めることとされております。

職業分類表は、別添のとおりですので、ご了知いただき、周知及びその適正な運営について、特段のご配慮をお願いします。

記

1. 改定の基本的考え方

厚生労働省編職業分類は、職業安定法第 15 条に基づき、労働力需給調整機関において共通して使用されるべきものとして作成することとされている。

今般の厚生労働省編職業分類の改定は、総務省日本標準職業分類に準拠して作成されていた厚生労働省編職業分類を、統計という観点においては日本標準職業分類に対応させつつ、求人・求職のマッチングをより円滑に行えるようにするという観点から行うものであり、これまでの最小単位である細分類を廃止し、より柔軟に社会構造の変化に対応できる職業分類とした。

なお、改定作業に当たっては、独立行政法人労働政策研究・研修機構に要請し、同機構において平成 29 年度から学識者、民間職業紹介事業者、求人広告事業者等で構成される研究会を開催し、各種業界団体等へのヒアリングを行った上でとりまとめた。

2 主な改定点

- (1) 大分類では、現行の大分類「B 専門的・技術的職業」「E サービスの職業」を分割・統合し、大分類「02 研究・技術の職業」、「03 法務・経営・文化芸術等の専門的職業」、「04 医療・看護・保健の職業」、「05 保育・教育の職業」、「08 福祉・介護の職業」を新設した。また、大分類項目の表記をアルファベット1文字から数字2桁に変更した。
- (2) 中分類では、大分類の変更及び労働市場の変化に合わせ、現行の中分類項目の分割・名称変更等を行った。また、中分類項目の表記を数字2桁から数字3桁に変更した。
- (3) 小分類では、現行の小分類項目と細分類項目とを統合し、小分類項目を設定した。また、労働市場の変化に合わせ、現行の小分類項目を細分化した。小分類項目の表記を数字3桁から数字5桁に変更した。
- (4) 細分類は、より柔軟に社会構造の変化に対応できるようにするという観点から、原則廃止した。
ただし、求人数・求職者数が多い等の特段の理由がある場合は、当該細分類項目は廃止せず、小分類項目に格上げした。
- (5) 改定職業分類表の分類項目名を、職業安定法第15条に規定する標準職業名とした。

3. 適用日

本通知の日より対外公開し、利用可能とする。

なお、公共職業安定所での業務での活用については、ハローワークシステム等の改修を要するため、令和5年3月からとすることを予定している。